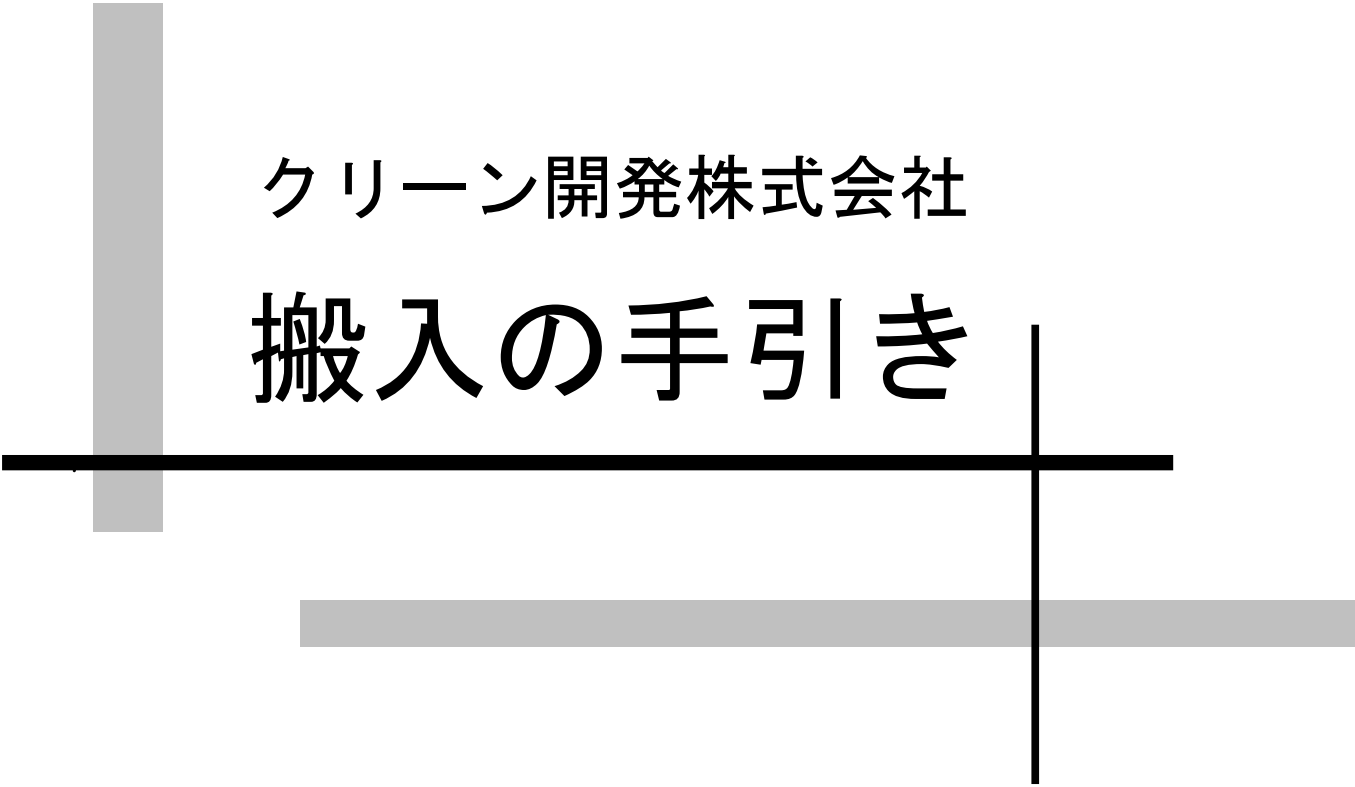


A decorative graphic consisting of several geometric shapes: a vertical gray bar on the left, a horizontal black bar crossing it, a vertical black line on the right, and a horizontal gray bar at the bottom.

クリーン開発株式会社 搬入の手引き

クリーン開発株式会社（以下「弊社」という。）は、環境に係る法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）、条令、指導要綱及び弊社の自主基準を遵守することにより、（特別管理）産業廃棄物を適正かつ安全に処分を行います。

（特別管理）産業廃棄物の最終処分を弊社に委託される場合は、この「搬入の手引」に従ってください。

<目次>

1. クリーン開発株式会社の管理型最終処分場	P. 2
2. 受入時間及び休業日	
3. 搬入要件	
4. 搬入できる（特別管理）産業廃棄物	P. 3
クリーン開発株式会社 受入基準（表）	P. 4
5. 受入の基準	P. 5
クリーン開発株式会社 産業廃棄物 埋立判定基準（表）	P. 6
6. 最終処分の申込み	P. 7
7. 事前調査	P. 8
8. 申込内容の変更等	
9. 搬入量の計算	
10. 処分料金	
11. 産業廃棄物税	P. 9
12. 搬入の手順	
13. 搬入時の注意事項	P. 10
14. 抜取検査	
15. 受入停止・受入拒否	P. 11
16. その他留意事項	

1. クリーン開発株式会社の管理型最終処分場

・所在地：愛知県瀬戸市余床町 380 番地

TEL: 0561-48-6427 FAX: 0561-48-6443

・創業年月：1991(平成3年)5月

・許認可番号：愛知県産業廃棄物処分業 第 02330045711 号
愛知県特別管理産業廃棄物処分業 第 02380045711 号

2. 受入時間及び休業日

① 受入時間(計量受付時間)

・午前8時30分から午前11時50分

但し、荷下ろし作業が吊り降ろし(トン袋)の場合は、午前11時35分までとします。

・午後1時00分から午後3時30分

② 休業日

日曜日、祝日及び弊社が指定する土曜日及び平日(カレンダー有)

③ 受入時間の変更等

大雨、強風、台風、大雪、災害その他により業務に支障がある場合は、受入時間の変更、一時閉鎖等を行う場合がありますのでご了承ください。

3. 搬入要件

① 愛知県内の事業場から(特別管理)産業廃棄物を排出する事業者様で、弊社との産業廃棄物処分委託契約を結んだ事業者様

② 前述①の事業者様との(特別管理)産業廃棄物の収集・運搬委託契約を結んだ収集・運搬業者様

③ 他都道府県の事業場から(特別管理)産業廃棄物を排出する事業者様で、愛知県の「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」第8条(県外産業廃棄物の搬入の届出等)、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則」第4条(県外産業廃棄物の搬入の届出)に従い、「県外産業廃棄物搬入届出書」を県事務所へ提出し、受付後30日を経過し、弊社との(特別管理)産業廃棄物処分委託契約を結んだ事業者様

④ 前述③の事業者様との(特別管理)産業廃棄物の収集・運搬委託契約を結んだ収集・運搬業者様

⑤ その他、弊社指定書類を提出していただいた事業者様

4. 搬入できる（特別管理）産業廃棄物

- ① 弊社の定める受入基準(別紙:「産業廃棄物受入基準」及び「埋立判定基準」<P.4>)に適合する(特別管理)産業廃棄物
- ② (特別管理)産業廃棄物は、弊社の事前審査に適合したもの

【受入不可物一覧】

- 1. ダイオキシン類特別措置法に適合していない施設から排出される燃え殻
- 2. 動植物性残渣
- 3. ギロチンダスト(※)
- 4. 有機汚泥
- 5. メッキ廃液を処理した後の汚泥(※)
- 6. 廃石膏ボード(※)
- 7. 廃プリント基板
- 8. ガス抜きをしていない、アルミ鋳さい
- 9. 排出事業者様及び排出事業場が違う(特別管理)産業廃棄物の混合積載されたもの
(異なる排出事業者様から排出され、混合積載された廃棄物も搬入できません。)
- 10. 共通受入基準、個別受入基準に適合しない廃棄物
- 11. リサイクル法に指定された廃棄物
- 12. 個別に受入不可と判断された廃棄物
 - i. 著しく飛散、又は流出するもの
 - ii. 著しく臭気を発するもの
 - iii. 著しい発色性、又は発泡性を有するもの
 - iv. 廃酸、廃アルカリ、廃油、廃液等、液状のもの
 - v. 引火性、自然発火性のあるもの
 - vi. 感染性のあるもの
 - vii. 毒性ガスが発生するもの
 - viii. その他、維持管理に支障が出るもの、もしくは支障が予想できるもの

<注>

(※)についての搬入をご希望される場合は、事前に相談してください。

クリーン開発株式会社 受入基準

種類		受入基準
共通受入基準		1. 引火性 発火性 爆発性 発熱 有毒ガス発生等のないもの。
		2. 発色性 発泡性 油膜発生等のないもの。
		3. 腐敗性のないもの。
		4. 廃棄物の溶出液のpHが著しく高くないこと。
		5. 廃棄物の溶出液のpHが著しく低くないこと。
		6. 搬入及び埋立にあたって取り扱いが困難でないもの。
		7. 廃棄物処理法 当社自主基準等の諸規程に適合し環境保全上支障のないもの。
		8. 飛散性を有しないこと。飛散する恐れがある場合は散水、梱包及び溶解など飛散防止措置を行うこと。
		9. 石膏ボードを含まないこと。
		10. 最大径がおおむね50cm以下であること。
		11. 飛散性アスベストについては十分な強度を有する耐水性の材料で二重梱包した上でフレコン袋に入れること。
個別受入基準	燃え殻	1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・行令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する施設若しくはダイオキシン類対策特別措置法・行令第1条に規定する廃棄物焼却炉又は大気汚染防止法第2条第2項に規定する施設から発生する燃え殻であること。
		2. 当社の判断基準値以下であること。
		3. 熱しやく減量が10%以下であること。
		4. 火気・熱気を帯びていないこと。
		5. 廃棄物の溶出液が著しく色を呈しないこと。
		6. 臭気がないこと。
		7. 飛散性を有しないこと。飛散する恐れがある場合は散水、梱包及び溶解など飛散防止措置を行うこと。
	無機性汚泥	1. 当社の判定基準値以下であること。
		2. 有機性のものでないこと。
		3. 含水率85%以下であること。
		4. 廃棄物の溶出液が著しく色を呈していないこと。
		5. 臭気がないこと。
		6. 油膜の発生のないこと。
		7. メッキ廃液を処理したものでないこと。
	金属くず	1. 中空状態でないこと。
		2. 油が付着していないこと。
		3. 腐敗性のものが混入又は付着していないこと。
	ガラスくず及び陶磁器くず	1. 中空状態でないこと。
		2. 石膏ボードは不可。
		3. ロックウールは二重梱包すること。但し廃石綿専用袋は使用しないこと。
	鋳さい	1. 当社の判定基準値以下であること。
		2. 火気・熱気を帯びていないこと。
		3. 油膜の発生のないこと。
		4. ガス抜きをしていないアルミ鋳さいは不可。
		5. 炉壁等に使用した耐熱煉瓦は鋳さい扱いとする。
	がれき類	1. 中空状態でないこと。
		2. 木くず・ゴミ等の異物が混入していないこと。
		3. 腐敗性のものが混入又は付着していないこと。
	ばいじん	1. 当社の判断基準値以下であること。
		2. 飛散しないように散水及び梱包する等必要な措置を講じられていること。 (特に乾式集じんによるもの)
		3. 湿式集じんによるものは含水率85%以下であること。
	第13号廃棄物	1. 当社の判断基準値以下であること。
		2. 含水率85%以下であること。
		3. 油膜の発生のないこと。
	廃石綿 (アスベスト)	1. 十分な強度を有する耐水性の材料で二重梱包した上でフレコン袋に入れること。

注 以上の基準を著しく超えないこと

5. 受入の基準

- ① 産業廃棄物の受入基準は、別紙共通受入基準＜P. 4＞及び埋立判定基準＜P. 6＞のとおりです。

※埋立判定基準は、法令に基づく基準どおりですが、基準値に近い数値の場合には、お断りすることもあります。

- ② 特別管理産業廃棄物の廃石綿等は、荷降ろしの都合上、十分な強度を有する耐水性の材料で二重梱包した上で、1 m³入りフレコン袋に入れてください。（1 m³以下の場合は、二重梱包バラでの搬入を可能とします。その場合は、5 袋までと、または運転手様にての手降ろし可能な範囲とします。）

※特別管理産業廃棄物 廃石綿等の取り扱い注意事項

1. 廃石綿等は、他の廃棄物と混ざらないように留意すること。
2. 荷台での容器の転倒、移動を防ぐための措置を講じること。
3. 容器が破損した場合は、散水等で飛散防止措置を行うとともに、流出しないように気を付けること。
4. 容器の破損事故が起こった時は、排出事業者にも速やかに連絡すること。

(注) 受入可否につきましては、サンプルまたは写真確認及び現場視察など行い、弊社にて判断させていただきます。

クリーン開発株式会社 産業廃棄物 埋立判定基準

次の表に上げる基準に適合している事が必要となります。

No.	有害物質等	判断基準	検査実施産業廃棄物				
			燃え殻	無機性汚泥	鉱さい	ばいじん	13号廃棄物
1	アルキル水銀化合物	不検出	●	●	●	●	●
2	水銀又はその化合物	0.005mg/㍈以下	●	●	●	●	●
3	カドミウム又はその化合物	0.09mg/㍈以下	●	●	●	●	●
4	鉛又はその化合物	0.3mg/㍈以下	●	●	●	●	●
5	有機りん化合物	1.0mg/㍈以下	—	●	—	—	●
6	六価クロム化合物	1.5mg/㍈以下	●	●	●	●	●
7	ひ素又はその化合物	0.3mg/㍈以下	●	●	●	●	●
8	シアン化合物	1.0mg/㍈以下	—	●	—	—	●
9	PCB	0.003mg/㍈以下	●	●	—	●	●
10	トリクロロエチレン	0.1mg/㍈以下	—	●	—	—	●
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/㍈以下	—	●	—	—	●
12	ジクロロメタン	0.2mg/㍈以下	—	●	—	—	●
13	四塩化炭素	0.02mg/㍈以下	—	●	—	—	●
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/㍈以下	—	●	—	—	●
15	1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/㍈以下	—	●	—	—	●
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/㍈以下	—	●	—	—	●
17	1,1,1, -トリクロロエタン	3.0mg/㍈以下	—	●	—	—	●
18	1,1,2, -トリクロロエタン	0.06mg/㍈以下	—	●	—	—	●
19	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.02mg/㍈以下	—	●	—	—	●
20	チウラム	0.06mg/㍈以下	—	●	—	—	●
21	シマジン(CTA)	0.03mg/㍈以下	—	●	—	—	●
22	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.2mg/㍈以下	—	●	—	—	●
23	ベンゼン	0.1mg/㍈以下	—	●	—	—	●
24	セレン又はその化合物	0.3mg/㍈以下	●	●	●	●	●
25	1,4-ジオキサン	0.5mg/㍈以下	●	●	—	●	●
26	油分	5%以下	—	●	—	—	●
27	含水率	85%以下	—	●	—	—	●
28	熱灼減量	10%以下	●	—	—	—	—
29	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g以下	●	●	●	●	●

【備考】

1. 溶出試験等は●印の項目についての実施となりますが、必要に応じて試験項目の追加をすることがあります。
2. 検定方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示13号)に基づいてください。
3. ダイオキシン類及び熱灼減量については、ダイオキシン類特別措置法に基づいてください。
4. 汚泥のダイオキシン類の分析は、汚染土壌やダイオキシン類特別措置法に該当する施設から排出される場合です。

6. 最終処分の申込み

(特別管理)産業廃棄物の最終処分を弊社へ委託される排出事業者様は、廃棄物の排出事業場ごとに、次のとおり関係書類を提出してください。

※電話、FAX及び郵送による申し込みは受付けておりませんので、ご注意ください。

① お申込み先

〒511-0854

三重県桑名市蓮花寺 1635 番地 5

株式会社 ケー・イー・シー

TEL(0594)33-3339 FAX(0594)33-3334

② 必要書類

1. 産業廃棄物最終処分委託申込書

2. 産業廃棄物処理業許可証の写し

※産業廃棄物処理業許可証の写しは、中間処理業者様及び(特別管理)産業廃棄物を収集・運搬業者様(許可業者)に委託して搬入する場合に必要です。

3. 会社案内(パンフレット)又は、業務の内容を明記したもの

4. WDS(廃棄物データシート)に代表される、産業廃棄物性状表(廃棄物の発生工程取扱い注意事項を記入したもの)

5. 計量(分析)証明書

※計量(分析)証明書は、環境計量事業所又は公共機関の発行した溶出試験に係るものであって、1年以内に発行されたものに限りします。

6. (特別管理)産業廃棄物の写真、廃棄物発生施設の写真

7. 県外産業廃棄物搬入届出書 <愛知県外の事業者様>

※愛知県以外の排出事業場より愛知県に産業廃棄物を搬入しようとする場合は、搬入しようとする30日前までに「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱第2条第14(県外産業廃棄物の届出)」に従い県事務所へ提出しなければならない書類があります。

※県事務所への提出は、(株)ケー・イー・シーにて行います。

7. 事前調査

弊社では、お申込みを受けた(特別管理)産業廃棄物について、書類審査、事業所調査、サンプル調査等により受入基準に適合するかどうかの事前審査を行います。

8. 申込内容の変更等

申込内容の変更は、次の手続きを行って下さい。

① 排出事業場の追加

排出事業場の追加は、「産業廃棄物最終処分委託申込書」にて、新規に申し込みをして下さい。

② 変更届出書

排出事業者様及び排出事業場の所在地・名称等の変更、担当部署及び担当者の変更等、変更があった場合は30日前までに届出て下さい。

また、収集・運搬業者様の変更も同じです。

ただし、委託する産業廃棄物の量の減少、期間の短縮は除きます。

③ 契約解除

契約解除を希望する排出事業者様は、契約解除通知書を提出して下さい。

9. 搬入量の計算

搬入量の計算方法は、次のとおりとします。

① 総重量と空車重量を量り、総重量と空車重量の差を搬入量とします。＜重量計算＞

② 契約内容によって、容量を搬入量とすることもあります。ただし、その場合であっても、重量の計量も行います。

③ 計量は、愛知県産業廃棄物税条例により、産業廃棄物税特別徴収義務者である弊社での計量数値のみの受付とさせていただきます。

④ 廃石綿は、1 m³入りフレコンで1 m³と換算させていただきます。

10. 処分料金

各産業廃棄物に対し、個別にお見積致します。

11. 産業廃棄物税

愛知県では、平成18年4月1日より、産業廃棄物税が導入されました。税額は、最終処分場に搬入された(特別管理)産業廃棄物の重量 1 トンにつき1,000円(1 キログラムあたり1円)徴収されます。

愛知県産業廃棄物税条例により、税金の負担は、排出事業者様とさせていただきます。

12. 搬入の手順

- ① 待避場所を用意しておりますので、そこから先は無線機の電源を切ってください。
- ② 計量器へは、徐行(5km/h)しながら、車両を中央部に載せてください。
　　<急ブレーキ禁止>
- ③ 構内では節度のある行動をお願いします。
　　又、安全上、構内では不必要な場所への立ち入りは禁止しています。
- ④ マニフェスト伝票を受付に提出して、計量を受けてください。マニフェスト伝票の備考欄に、車両番号の全てを記入して下さい。
　　なお、必要に応じて、目視検査や抜取検査を行いますので、ご協力ください。
- ⑤ 計量終了後、計量伝票、マニフェスト伝票を受取ってください。
　　その後、係員の指示や場内に設置してある信号もしくは旗等に従い、徐行で入場してください。
- ⑥ 係員が投入場所を指示します。その際、マニフェスト伝票と、投入廃棄物の整合などの確認を行います。
　　また、必要に応じ、抜取検査を行います。
- ⑦ 搬入終了後は、洗い場でタイヤへの付着物を洗浄してください。
　　<バンパーがタイヤ洗い場底面に接触する可能性がある低床車両等での搬入はできませんので、ご了承ください。>
- ⑧ 全工程を終えた車両は、速やかに退場してください。
- ⑨ マニフェスト伝票のない車両と搬入予定のない車両は、受付できませんのでご注意ください。

13. 搬入時の注意事項

- ① 待避場所では、手前から順に駐車してください。なお、退出時のご利用はできません。
また、車内のゴミは必ずお持ち帰りください。
- ② 搬入車両は、ダンピングできる車両とします。吊り降ろしが必要な場合は、事前連絡をお願いします。(ただし、特別管理産業廃棄物 廃石綿等は除く)
- ③ 搬入にあたっては、その途上において積載廃棄物が、フレコン等の荷姿に限らず、飛散又は落下しないように防じんシートの使用等十分な措置をし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法等の法規を遵守してください。
<防じんシートの使用等の措置は必ず行ってください。措置がなされていない場合は、搬入受入をお断りします。>
- ④ 車両の荷台から漏水、流出のないようにしてください。問題箇所を修理改善するまでは搬入をお断りします。
- ⑤ 弊社が指定した搬入退出道路以外の走行は、ご遠慮ください。搬入退出道路以外の走行が発覚した場合は、厳重に注意します。
- ⑥ 県道208号線(搬入道路)から弊社までの走行速度は、20km/h以下にしてください。なお、この区間は、地元一般車両の走行優先にご協力ください。
- ⑦ 計量器上から退場するまでの場内は禁煙です。(車内も含みます。)
- ⑧ 弊社は、受入時間以外は閉鎖しますので、午後4時までの退場にご協力ください。
- ⑨ その他、弊社係員の指示に従ってください。
- ⑩ 退出時は、国道248号線まで、駐停車禁止にご協力ください。
- ⑪ 処分場への立ち入り(計量受付時から)の際は、ヘルメット着用厳守をお願いします。
- ⑫ 写真撮影のため場内に同行される場合は、搬入車両に同乗してください。
- ⑬ フレコン袋(トン袋)で搬入する場合は、原則、2点吊り用フレコンで搬入してください。

14. 抜取検査

- ① 排出事業者様ごとに、不定期で、廃棄物の抜取検査を行います。
- ② 受入基準に適合しないことが判明した場合には、その廃棄物を持ち帰っていただきます。
なお、その際の収集運搬の費用は、排出事業者様の負担とさせていただきます。
- ③ 判定基準以上の結果が出た場合は、速やかに原因を調査し、対処してください。
(書面にて提出してください)
- ④ 抜取検査で基準違反があった場合は、契約解除又は、改善するまでの間、受入中止とさせていただきます。

15. 受入停止・受入拒否

次に該当する場合は、受入停止とさせていただくことがあります。

- ア. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条令、指導要綱他、関係法令等、弊社の自主基準、委託契約及び搬入の手引きを遵守しないとき。
- イ. 申込書等に虚偽又は不正を発見したとき。
- ウ. その他、弊社の最終処分業に支障があると認めるとき。
- エ. 係員の指示に従わないとき。
- オ. 目視検査、内容検査及び抜取検査に応じないとき。

16. その他留意事項

廃棄物を搬入しようとするときは、所定のFAX用紙にて、前日の午前中までに、(株)ケー・イー・シーへ、ご連絡ください。なお、休日をはさむ場合は、休日前の営業日までにご連絡ください。

(※土日祝日の連絡は、お受付できませんので、ご了承ください。)

なお、廃棄物の搬入をキャンセルする場合は、株式会社ケー・イー・シー営業部へ必ず連絡してください。また、廃棄物の品目の変更及び搬入台数の変更の場合も同様に連絡をお願いします。

<連絡先>

株式会社ケー・イー・シー営業部

TEL 0594(33)3339 FAX 0594(33)3334